

平成21年第4回志布志市議会臨時会

目 次

第1号(11月25日)	頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員氏名	4
3. 欠席議員氏名	4
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	4
5. 議会事務局職員出席者	4
6. 開 会・開 議	5
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
8. 日程第2 会期の決定	5
9. 日程第3 議案第96号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	5
10. 日程第4 議案第97号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	6
11. 日程第5 議案第98号 損害賠償の額を定め、和解することについて	11
12. 日程第6 議案第99号 平成21年度志布志市一般会計補正予算(第4号)	14
13. 閉 会	19

平成21年第4回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	内 容
11月25日	水	本会議	開 会 会期の決定 議案上程・質疑、採決 閉 会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第96号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第97号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第98号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第99号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

平成21年第4回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成21年11月25日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第96号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

日程第4 議案第97号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

日程第5 議案第98号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第6 議案第99号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行
3 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎
7 番 鶴 迫 京 子
9 番 迫 田 正 弘
11 番 立 平 利 男
13 番 立 山 静 幸
15 番 長 岡 耕 二
17 番 林 勇 作
19 番 岩 根 賢 二
21 番 上 野 直 広
23 番 東 宏 二
25 番 小 園 義 行
27 番 鬼 塚 弘 文
29 番 丸 崎 幹 男
31 番 野 村 公 一
33 番 若 松 良 雄

2 番 西江園 明
4 番 八久保 壹
6 番 坂 元 修一郎
8 番 藤 後 昇 一
10 番 毛 野 了
12 番 本 田 孝 志
14 番 小 野 広 嗣
16 番 金 子 光 博
18 番 木 藤 茂 弘
20 番 吉 国 敏 郎
22 番 宮 城 義 治
24 番 宮 田 慶一郎
26 番 上 村 環
28 番 重 永 重 久
30 番 福 重 彰 史
32 番 谷 口 松 生

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一
教 育 長 坪 田 勝 秀
情報管理課長 徳 満 裕 幸
財 務 課 長 溝 口 猛
市民環境課長 竹之内 宏 史
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
農 政 課 長 白 坂 照 雄
畜 産 課 長 中 崎 章 文
松山支所長 上 原 登
水 道 局 長 井 手 佐喜雄
農業委員会事務局長 大 園 朗
学校教育課長 山 口 幸 彦

副 市 長 井 手 南海男
総 務 課 長 中 崎 秀 博
企画政策課長 溝 口 敏 久
港湾商工課長 萩 本 昌一郎
税 務 課 長 外 山 文 弘
保 健 課 長 木佐貫 一 也
耕地林務水産課長 立 山 広 幸
建 設 課 長 中 迫 哲 郎
志布志支所長 吉 野 健 一
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
教育総務課長 五 代 豊 一
生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文
調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長 徳 田 弘 美
議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成21年第4回志布志市議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、上野直広君と宮城義治君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第3、議案第96号から日程第6、議案第99号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号から議案第99号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 議案第96号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第96号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第96号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成21年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、志布志市教育長の給与等に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、議員、

市長、副市長及び教育長の12月に支給する期末手当の額を0.05月分引き下げるものであります。

なお、この条例は、12月に支給する期末手当の基準日である平成21年12月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第96号は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。



日程第4 議案第97号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第97号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成21年度の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第97号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、平成21年の人事院勧告を受けた給与改定に伴い、所要の改正を行うものであります。その主な内容は、初任給を中心とした若年層を除いた給料月額の引き下げ、期末・勤勉手当の年間支給率を現行の4.5月から0.35月分引き下げ、4.15月とするものであります。

本年度につきましては、5月に出された臨時の給与勧告に基づく特例措置により、6月期の期末・勤勉手当の支給を0.2月分凍結しておりましたので、今回の引き下げ分の一部に充当し、12月期においては期末手当を0.1月、勤勉手当を0.05月の引き下げとしております。

それでは、議案と別にお配りしております説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

第1条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。右側が現行の規定、左側が改正案でございます。アンダーラインが引いてある箇所が改正部分でございます。

給与条例第16条第2項は、期末手当の額に関する規定でございます。先ほども説明を申し上げましたように、今回の人事院勧告による期末手当率の引き下げに伴う改正で、12月期の期末手当の率を「100分の160」から「100分の150」に引き下げるものでございます。また、管理職員の期末手当の率についても「100分の140」から「100分の125」に引き下げるものでございます。

第16条第3項は、再任用職員に対する期末手当額の読み替え規定であります。第2項の改正に準じた改正を行うものであります。

第17条第2項第1号は、勤勉手当支給上限額に関する規定でございますが、現行の「100分の75」から「100分の70」に引き下げるものでございます。

別表（第4条関係）、行政職給料表は、人事院勧告に基づき、国に準じた給料表の改定を行うもので、初任給を中心とした若年層を除き、平均で0.2%の減額の改定率となるものでございます。

資料の8ページをお開きください。

第2条関係の志布志市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

平成18年改正の給与条例附則第7条第1項は、国の給与構造改革に伴う給料表の切り替え時において、切り替え後の給料月額が切り替え日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対し、その差額を支給する経過措置、いわゆる現給補償の規定でございますが、この経過措置の算定基礎額に給料月額の年間調整を行うための調整率0.24%と同率を乗じ、引き下げを行うものでございます。

次に、附則でございますが、議案の附則のページをお開きください。

まず、附則第1条は、施行期日について規定したものでございます。この条例は、平成21年12月1日から施行するものでございます。

附則第2条第1項は、12月に支給する期末手当の特例に関する規定で、給料月額が減額改定となった職員に限り、官民格差の是正のため、本年4月に支給した給料及び附則に定める職員手当等の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に施行日の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給した期末手当、勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額の合算額を12月に支給する期末手当の額から減じる調整を行うことができるとした規定でございます。

附則第2条第2項は、本条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者が本条例の適用を受けることとなった場合においても、職員と同様の取り扱いをする規定でございます。

附則第3条は、その他必要な事項について、規則に委任する規定でございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっとここを、見比べているんですけど、よく分からないものですか、もう一回ちょっと教えてください。

議案のですよ、第1条からこうありますね。そして、説明書であるこの第3条、同条第3項中の、ここを少し、議案とこの説明資料との間、ちょっとよく教えてみてください。何回もこう、書かれてるけど、よく分からないですがよ、これ。

○議長（谷口松生君） 議案の3条分ということですか。

○総務課長（中崎秀博君） 3条関係という質疑でございますが、第1条から附則の2条、これを3条ということでの質疑ですか。

○25番（小園義行君） 順番にちょっと言ってみてよ。第16条の2項中、ここは、議案がありますね。議案のこの説明どおり、順番に言ってもらわないと、よく分からないですよ。数字が合いますか。

○総務課長（中崎秀博君） はい、お答えいたします。

条例の一部改正の第1条の関係でございますが、第16条第2項中とございますが、新旧対照表がよく分かると思います。12月の期末手当の分でございます。現行では「100分の160」を乗じて得た額というふうになっておりますが、これを今回「100分の150」にするということで、0.1引き下げを行うということでございます。

次の、「100分の140」を「100分の125」とございますが、引き下げの件につきましては、管理職の職員に適用する期末手当の引き下げ分でございます。管理職につきましては現行が「100分の140」となっておりますが、これを「100分の125」に引き下げ、引き下げ率が0.15の引き下げ率でございます。年間、今まで一般職、管理職につきましては、4.5の期末・勤勉の支給率でございました。それが6月に期末・勤勉、0.2引き下げを行っておりますので、年間0.35の引き下げを行いまして、トータルで4.15の率になるということでございます。

管理職も同様、今回、夏に0.20引き下げを行いまして、冬に期末の0.15を引き下げることによりまして、現行4.5から改定後4.15と、一般職と同様、0.35の引き下げということでございます。

次に、第16条、同条第3項中「100分の160」を「100分の150」に変えてございますが、この第3項中の規定につきましては再任用職員に対する期末手当額の読み替え規定でございます。第2項の改正に準じた改正を行うものでございます。

続きまして、第17条第2項第1号につきましては、勤勉手当の支給率の上限額に関しての規定でございますが、これを、現行「100分の75」を「100分の70」にしようとするものでございます。

次に、附則の関係でございますが、新旧対照表は8ページでございます。第2条関係でござい

ますが、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、新旧対照表にも出してありますけど、これまで18年の改正の時に、国の給与構造改革に伴いまして、給料表の切り替えを行っております。給料表を18年の時に4.8%、給料表の引き下げを行っておりますが、その切り替え後の給料月額が切り替え日の前日に受けていた給料月額に達しない職員につきましては、その差額を支給する経過措置、いわゆる現給補償の規定を行っております。今回、この経過措置の算定基礎額に給料月額の年間調整を行うために調整率0.24を乗じまして、引き下げを行うということでございます。現給補償の職員も、今回、対象になっているということでございます。

次に、附則の関係でございますが、1条につきましては施行期日を規定いたしております。

附則の第2条の第1項につきましては、12月期に支給する期末手当の特例規定でございますが、給料月額が減額改定となった職員に限りというふうなうたっておりますが、議案の次のページに、今回対象にならない職員が行政職給料表の1級～3級の職員、3級の職員につきましては1号給～8号給まででございますが、この若年層の方々は対象になっていないということで、減額改定となった職員に限りまして、官人格差是正のために、4月に支給しました給料から、職員手当等を含めまして、合計額に100分の0.24を乗じた額、並びに、6月に期末手当と勤勉手当を支給いたしておりますが、その基礎となる給料も0.24を乗じて得た額を、今回12月の期末手当から減じるということを規定しているものでございます。

以上、回答いたします。

○26番（上村 環君） 今、総務課長より説明をいただきましたが、一点分からないところがありましたけれども、この議案書の中ですね、数字が正しいのかということですが、同条第3項中の2行目、「100分の65」を「100分の65」に改めると、これが正しいのかということなんです。いかがでしょうか。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの御質疑でございますが、第16条第3項中の「100分の65」を「100分の65」と、この数字が正しいかということでございますが、この理数のとおりでございます。

○26番（上村 環君） 数字に変わりがないものを改正される、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午前10時23分 休憩
午前10時23分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開します。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質疑でございますが、この改正につきましては法制上のことでございますけれども、この第2条の改定を受けまして、率を受けまして、今回「100分の65」

というふうにいたしているところでございます。説明資料の3ページの新旧対照表で御覧いただければと思います。

○議長（谷口松生君） 総務課長、その新旧対照表の件でもう1回説明してください。

○総務課長（中崎秀博君） はい、この新旧対照表で3ページを見ていただきたいと思いますが、現在、現行の方が「100分の120」とあるのは「100分の65」というふうになっておりますが、今回の改正におきまして、「100分の65」と、その後の「100分の125」とあるのは「100分の70」という改正で、この「100分の65」という数字を用いて、頭の方の用いてるということでございます。

○議長（谷口松生君） 上村議員よろしいですか。

○26番（上村 環君） 説明資料をです、分かりやすいように説明してもらいたい。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開



○議長（谷口松生君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今回の改正で若年層、勤めて若い方は座置きにするということで3級の9号給から改定ということのようでございますが、この3級の9号給までに該当する職員数というのは何名ぐらいおられるのかですね、それが一点。

それから、この3級の9号給から改正ということでございますので、この9号給におられる方、あるいは8号給におられる方、ここがどういうふうになっていくのかなど不安であるわけですが、そこら辺の調整はうまくいくのかどうか、その二点を教えてください。

○総務課長（中崎秀博君） 3級までの職員が、若年層が何人いるかという御質疑でございますが、現在、4月1日現在で1級に在職が15人、2級に36人、3級に55人でございます。このうち、トータルの106人となりますが、そのうち、附則の方でもうたっておりますが、3級の8号給までが若年層と。今回対象にならない職員が、106人中の64人が対象になると、3級の42人がこの改定の対象になるということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[何事か言う者あり]

○総務課長（中崎秀博君） 大変申し訳ございません。3級の8号給までは今回対象にならずに、3級の9号給からの職員はどうなるかということでございますが、年間、職員につきましては4号俸昇級という形になっておりますので、今回月額0.2%の減額率となっておりますが、逆転というのは生じないようにございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第97号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第98号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第98号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、刈り払い作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成21年9月20日午前6時50分ごろ、市道吉村・中次線で、市の主催する市道等道路愛護清掃作業中に、参加者が使用していた刈り払い機で誤って雑草中の小石を跳ね、隣接する有明青少年館の駐車場に駐車していた志布志市の○○○○○氏の所有する軽乗用車の後面ガラスに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、刈り払い作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する軽乗用車の原形復旧に要する費用68,822円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（西江園 明君） 私は、この件で9月議会でも一般質問をしたところです。一番地域でして懸念されるのはこのような事故なんです。ですから、保険でということ、加入すべきではないか、すべて。この場合は、ということで今提案がありましたけれども、私たちの自治会でも先般行いましたけれども、市からの補助はありませんけれども、保険だけは加入しておこうということで加入はしておりますけど、加入はしましたけれども、このような対人には入っていないわけです。ただ、今提案にありました、この市の保険で対応するということですから別に問題はないんですけれども、どういう性格の事業だったのか、その市の保険が使えたという理由を

もう一度、その事業の内容をですね、教えてください。

○建設課長（中迫哲郎君） この市道の道路愛護清掃作業につきましては、各自治会に市道の、道路の清掃と伐採ということで、清掃期間を、9月1日～30日までの間に道路の伐採をしてくださいとお願いする、奉仕作業の一環としてとらえているところでございます。

保険につきましても、市で加入しています奉仕活動総合補償保険を適用いたしているところでございますが、議員が指摘されたみたいに、すべての事案で該当するとは限らないため、念のために自治会の方でも損害保険の加入を勧めているという状況でございます。

○2番（西江園 明君） 今の課長の話では、9月中の期間限定の中で自治会でしたということで、一般質問じゃないですから、あんまり質問するといけませんけれども、じゃあこれが1年間を通して自治会ですと、愛護月間というふうに定めればその保険が適用されるんですかね。その保険の性格はどうなんですかね。

○総務課長（中崎秀博君） この保険につきましては、前回の議会でも答弁いたしました。市が主催する事業であれば当然、該当するというところでございます。今回、建設課の方が1か月間を限定したわけですが、当然6月に自主的にする道路作業等もあると思います。それも、ボランティアという、各自治会が奉仕活動でやっておりますが、それも該当はするというふうに解釈をいたしております。当然、1年間期間を定めれば、当然市の主催ということで、この保険は該当するものと解釈しております。

○2番（西江園 明君） それだったら、そういう答弁が9月議会で返ってくればよかったです。

それから、最後にもう一点。この事故位置図から見るとですよ、青少年館に止めてある車って、すごく離れているんですよ。こんなにやっぱり跳んだんですかね、その辺の確認を。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回の奉仕作業の路線につきましては、旧有明の給食センター前へ通じます市道の吉村・中次線を260mほど自治会の方にはお願いしたところでございますが、その作業の一連の流れの中で取り付け道路、突っ込み線を伐採をしてということで、たまたま青少年館の駐車場に止めてあった車の所までということで報告を受けたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） まあ、やってしまったことですので仕方がないことではと思いますが、議会のたびにこの種のもので提案をされると。ビーパーを使って草刈りをするんです。石ころは跳ねると思いますよ。跳ねることの前提でやっぱし現場に立つ人が注意を払わないと、いつまでたってもこういうことです。保険で払うから何の損得もないわという考え方があるんじゃないかなという気もしています。やっぱし、もうちょっと現場に立って作業をされる人、その責任者がですね、石ころを跳ばすという、それはもうビーパーでやれば仕方がないことでありましてね、やっぱしそれを配慮して注意を払う、車をのかしていくという配慮が私は足らんというふうに考えています。

そこら辺を、市長、どうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も、度々こういった損害賠償の件について議会に報告し、また審議していただくということにつきましては、本当にじくじたるものがあります。今後は、こういった形で事故が発生していますよという具体例を提示、そしてまたその対策についても併せて御案内を申し上げながら、引き続いて作業に取り組んでいただくようにしたいというふうにございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（丸山 一君） 今、同僚議員が言われましたとおりですね、議会があるたびにこういう事案が提案されると、非常に懸念をしております。

実際、私は、自治会も6月にボランティアをやりまして、9月には市からの依頼の伐採をしております。その中でやっぱり我々の自治会の方ではですね、やっぱり班長さんなんかは気をつけるようにということを言っております。それと、車等があった場合は絶対近くでやるなということを示してしております。

それと、あと対人関係であります、今ですね、量販店なんかで売っておりますネットがあります。こういう場合は物損ですけども、実際石ころが跳んできたり、空き缶が跳んできたりすることがあるわけですので、それを含めましてですね、ネットをかぶるとかゴーグルをすとか、ビーバーの歯の横にカバーが付いていますけど、カバーの取れてる人も多いわけですね。ですから、そういうところをですね、作業依頼をする前にやっぱり周知徹底をすべきだと思うんですけど、市長の認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 今お話がありましたように、安全対策というようなものが本当に必要だというふうに認識するところをございます。

先ほどもお答えしましたように、今後は、こういった形で毎年事故が発生していますということで、こういった形で発生しておりますので、その対策については十分事故対策をしながら作業を進めていただきたいというような周知の方法を考えまして、そしてまた同時に安全対策等についても考えて、今後も引き続いてボランティア作業の協力をお願いしたいというふうにございます。

○3番（丸山 一君） もう一点、付け加えておきますが、猫のふんとかですね、うさぎのふん、たぬきのふん等には寄生虫がおりまして、それがビーバーの歯で跳ぶことによりまして運悪く目に入ってきたときに、ひとみの中に入っていく寄生虫がおります。実際、それで眼科の病院に入院されている人を私も知っております。ですから、そういうことを含めましてですね、ゴーグルか若しくはネットをかぶるというのは、これは絶対必要条件だと思いますので、その点につきましてもですね、絶対周知徹底をしていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） ただいまありました、そういった鳥獣等のふんでの被害というものについては初めて伺い、認識したところをございます。そのようなことも併せて周知をして、広報をしながら、今後の作業についても取り組みをお願いするというような形を取りたいというふうにございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第98号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は可決されました。



日程第6 議案第99号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第99号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、人事院の平成21年度の給与改定に関する勧告に伴う職員等の人件費、新型インフルエンザワクチン接種助成事業及び刈り払い作業に伴う事故による損害賠償金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第99号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2,829万4,000円を追加し、予算の総額を189億6,713万円としております。

補正予算の内容につきましては、人件費を人事院の平成21年度の給与改定に関する勧告等に伴いまして、総額で5,348万6,000円減額しております。また、新型インフルエンザワクチン接種助成に要する経費を総額8,171万1,000円計上し、和解に係る損害賠償金を6万9,000円計上しております。

それでは、予算書に従いまして御説明申し上げます。

付議案件説明資料につきましては、11ページ及び12ページに添付してございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金の1,028万6,000円、及

び8ページの15款、県支出金、2項、県補助金の514万3,000円は、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯分のワクチン助成に係る実費負担相当額に対しまして国が2分の1、県が4分の1の助成をする新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金でございます。

9ページでございます。

9ページの18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整としまして財政調整基金繰入金を1,279万6,000円増額しております。

10ページの20款でございますが、諸収入、5項、雑入は、事故の保険金を6万9,000円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、それぞれの費目に計上しておりますが、給与改定に伴う減額のほか退職、育児休業に伴う減額調整を行い、総額で5,348万6,000円減額しております。一般職員分が児童手当を含めまして、5,097万9,000円の減額。特別職分が250万7,000円の減額となっております。

20ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、新型インフルエンザワクチン接種費用を8,171万1,000円計上しております。国・県の支援措置がある生活保護世帯、市民税非課税世帯の市民、及び子育て支援としまして1歳～19歳未満の市民につきましては全額助成。その他の市民につきましては、季節性インフルエンザの高齢者助成額と同額の2,000円を接種希望者に対して助成するものでございます。

26ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費でございますが、先ほどの事故に伴います賠償金を6万9,000円計上しております。

以上が補正第4号の主な内容でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） 今回、この新型インフルエンザ、予防費でも計上されまして、説明資料にも載っているわけですが、現在季節型を含め、新型が本市においても流行し始めまして、結構ちまたではですね、大変な状況になっていると。そういった状況の中で、この新型の助成措置ということで市が出したいいわゆる御案内によって、その御案内を持って病院に皆さんが駆け付けていくと。そのことによって、優先順位がある中で、文書をしっかり読まれなくてですね、行かれるもんですから、大変困った状況になっている。それを受けられる医療関係の側でも、大変そのことでお断りをし、帰っていただかなきゃいけないし、いろんな仕事の合間にですね、そういったお電話での問い合わせ、窓口に見えての問い合わせ等があつて大変だということでありました。そういった状況の中で、医師会の方にもいろいろ話があり、またそこも連携を取り、また医療関係者にも当局はおわびをしたと、そういった経緯もございますが、なぜそのようになったのか、まずそこを少しお示しをください。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質疑についてですが、今回、予防接種費用の助成通知書を11月18日におきまして非課税者対象に対しまして発送をしたわけですが、今御指摘の問題点につきまして市民からの苦情等もございまして、精査いたしましたところ、この通知を医療機関に提出していただきたいという所に強調するアンダーラインが引いてあったと。何人かの方にお聞きしましたところ、そのアンダーラインの部分を見て持っていったというお話も伺いましたので、今後、文書につきましても十分な注意を払って通知しないといけないというのを認識いたしましたところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 大変な数ですよ。僕が病院に今かかっておりますが、その病院にいる間においても、問い合わせが、直接窓口に見える方がいっぱいいらっしゃいますよ。そして、そういった数を見ていったときに、多分その医院だけではなくて、病院だけではなくて、そういったことが起きているわけですね。昨日だけでも5名の方が、僕が治療を受けて待っている間だけでも5名の方がその文書を持って見えるわけですね。これ、志布志市内でみていったときに、大変な数だと思うんです。

そして、その文書の内容はというと少しやっぱり分かりづらい、誤解をする内容になっていて、なかなか医療関係者の側で読んでもちょっと分かりにくいという、「誤解をするよな」という話に昨日なりました。そういった意味ではもう少しですね、こういったことに関しては配慮をしてやるべきであった。

13番議員も含め14番、私の方でも前回、このインフルエンザ対策についてはいろんなことを想定してですね、万全の対策を講じるべきだというふうに申し上げてきたところであります。そういったところから見たときに、すごく心配であると。そして、この優先順位に関しても、いろいろとこういう流れの中で、一かたまり20人がいわゆる受けられる、そういったものが届きますね。そして、大体その20人をまず確保するために病院側がいわゆる対象者を絞っていくという流れの中で、そこでもやはり自分が対象者から外れるということで、いろいろとショックを受けて帰られるような方々もいらっしゃるわけですね。そういった医療機関との詰めというか、話し合いというものやっていかないと、まちまちになっていく。そして、予約を取られる所と、「取っても全部対応できるかどうか分かりませんよ」と言いながらも予約を取られる所と、一切そういうことを「断定的にできないから、前もってうちは予約を取らない」というふうに言われる病院があると。まちまちなんですよ。そういったことも含めて、今度は、じゃあ今までかかっていた病院よりは、ほかの病院にかかってでもお願いしようとかいう状況が生まれるんですね。

そういったことに対する対応というのは、実際当局としてはどのように考えているんですか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御指摘にありました分でございますが、まず通知書の件につきましては、先週、医師会との協議の中で、医師会との事前協議、そういったものの必要性を感じたところでございます。つきましては、今週におきまして、スケジュールをメインにいたしました文書を再発送をするところでございます。

また、二つ目の、医療機関で一般の方、掛かり付けでない方の受診につきましても、現在ホームページなどに掲載しているわけですが、現在ちょっと確認しましたところ、ちょっと字が小さくて見えにくいと。本日も問い合わせがあったところでございますが、携帯で確認したところ見えにくいということもございましたので、ページをまた独立させた形で掲示させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、当局の方でも一生懸命されているというふうに理解はするんですが、今後はいわゆる並行して季節型とですね、ふくそうするような形でこういった問題が生じてくると。そういった中では、今度は逆にこの季節型に対しても、いわゆるどこが受けられる、受けられないという問題、どこが対応しているということで、あるいはそういった保育所であるとかいう一かたまりの団体の所でも一生懸命電話をして、団体でですね、そこを見つけて、何とかお願いできませんかというようなことまで起こってくると。こういったことがエスカレートしていくと、本当にパニックになっていくなという、本当に当初危ぐしていたような状況が生まれつつあるなど。学校の方でも学級閉鎖がどんどん起こっていますよね。

そういった中で、本当に当局といわゆる医療機関、そして今課長の方で答弁があったように、市民の方々にしっかりと情報を本当に矢継ぎ早にですね、正確、そして分かりやすい情報を示していかないと今後ますます大変になるというふうに思いますので、今課長の方もすぐに対応されて、おわびするところはおわびに行かれて、そして次への手を打たれようとしているということは十分理解します。だから、行政の方から発信する情報の分かりやすさ、ホームページもそうですが、文章の分かりやすさということも含めて、そして、今季節型とふくそうしていくんだということも含めてですね、手を打っていく配慮をぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（本田修一君） この新型インフルエンザにつきましては、今回市内でも拡大しつつあるということで、課長会等でも毎回毎回、現況について報告がされているところでございます。ということで、この対応につきましてその都度その都度、緊急的な状況に間に合うような形の対応を担当の課には申し付けているところでございます。ただ、国の方もこのワクチンの接種につきましては、接種の方法等について変更があったりしたということもございましたので、そういったものを逐次、その内容については把握をしながら、医療機関とも連携を密にしながらというようなことの対応を命じてきておりましたが、今お話があったような混乱も生じているというような状況につきましては、反省をしたいというふうに思います。

今後は、また新たに国等の情報等もあるというふうに思います。そしてまた、どのレベルまで、いつまでに一斉にワクチンが確保できる状況ということについても、国の方から私どもの方に対しても通知があろうかというふうに思いますので、それらに合わせた情報というものを的確に市民の方々にはお伝えしたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今、行政の方の手立て等については同僚議員の方から質疑がありましたので、ちょっと不明な点についてお伺いをしておきたいと思うんですが、今回、生活保護者あるいは1歳～19歳までの学生・幼児等については無料であるというようなことですが、この対象者が何名になるのか、ちょっと教えてください。

それから、その他については2,000円の助成をしていくんだということですが、これは自己負担がどれぐらいに当たるか、そこまで少し教えていただきたいと思います。

○保健課長（木佐貫一也君） お答えいたします。

一つ目の非課税対象者とはいうことですが、今回、生活保護者を含む市民税非課税者の方が9,397人いらっしゃいました。

二つ目のその他、以外の市民の方の助成額につきましてですが、基本的に成年の方は1回ということになりましたので、1回分の3,600円、そのうち2,000円を補助するというので、個人負担は1,600円になるところでございます。

以上でございます。

○31番（野村公一君） もう一点確認をしておきますが、非課税世帯ということも無料の対象になるということですが、その非課税の対象者は高齢の年金受給者、特に国保の受給者はその中に含まれるのかどうか、それを一点教えてください。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質疑についてでございますが、非課税者の中に国保世帯が入っているかということですが、社会保険、国民健康保険にかかわらず市民税の非課税者につきましては含まれるということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第99号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上をもって、本臨時会の日程を全部終了しました。

これで、平成21年第4回志布志市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会